

ぜったいお得な青色申告



【青色申告とは】

青色申告とは、不動産所得、事業所得等が生じる納税者が、毎日の収入や経費などを帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて、所得（儲け）や税額を計算し、申告する制度です。

【青色申告の主な特典】

青色申告をすると税法上多くの特典が受けられ、白色申告に比べ税金が安くなります。特典の主なものは次のとおりです。

○青色申告特別控除○ 65万円の控除、10万円の控除の2種類があります。

**65万円
控除**

事業所得者及び事業的規模の不動産所得者が期間内（3月15日）までに、正規の簿記の原則にしたがい記帳し作成した損益計算書及び貸借対照表を確定申告書に添付して提出した場合には、65万円の控除が受けられます。

**10万円
控除**

65万円の控除を受けない青色申告者は、10万円の控除が受けられます。

○青色事業専従者給与○

事業主と生計を共にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に従事している人に支払った適正な給与は、必要経費になります。

（注）届出書の提出が必要になります。

○純損失の繰越控除と繰戻還付○

その年の所得が赤字の場合には、その年の青色申告書を期間内に提出すればその赤字の金額を翌年以降3年間にわたって順次各年分の黒字の金額から控除することができます。また、赤字の年の前年についても青色申告書を提出していれば、前年に繰戻して前年分の所得税額の還付を受けることもできます。

【青色申告をするためには】

青色申告をするためには、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出しなければなりません。なお、新たに開業した人は、開業した日から2ヵ月以内に提出する必要があります。